

国立病院機構の「基本給の調整額」の見直しについて（案）

1 見直しの必要性

調整額は、昭和20年代に職務の特殊性に着目して、職員確保の観点から措置されたものですが、①現在、職務の特殊性の程度も減り、当時ほどの職員確保の困難性も認められないこと、②調整額の存在が、職場間の不公平や配置換の妨げにつながっていること、③調整額の支給水準についても、民間の実態との乖離が著しいことから調整額を見直し、患者の処遇向上を図る事業に積極的に活用する必要があります。

2 見直しの考え方

(1) 調整額の手当化

職務の特殊性に対する給与上の評価として、雇用期間中を通じてその職務に従事する前提で調整額として基本給と同様に取扱われ、業績手当や退職手当の基礎となるものと、そうした前提なしに特殊勤務手当としてその職務に従事した期間や実績に応じて支給されるものがあります。

結核療養所の時代はともかくとして、現在では病棟単位で調整額の有無が左右され、退職手当等にも影響するために、配置対象職員の高齢化等人事の歪みや職場間の不公平という弊害が目立ってきています。

また、独立行政法人化を機に病院と療養所の区分が撤廃された今日、病棟間、施設間の円滑な人事交流の要請は、今後一層高まるものと見込まれます。これらのことから、調整額を廃止し、勤務実態に応じた特殊勤務手当に改める必要があります。

なお、民間の同種の給与についても特殊勤務手当としてボーナスや退職手当に反映させていない施設が大部分です。

(2) 調整額の見直し

① 重心、筋ジス及びせき髄麻ひ病棟の調整額の見直し

重心児、筋ジス児及びせき髄麻ひ患者に直接接して業務等を行う職員については、当初、結核患者や精神病患者に直接接して業務等を行う職員と同様に患者に接する程度に応じ1号俸から3号俸程度の調整を行うのが適当であるとされました。その後、昭和40年代に入って、看護師不足に各国立病院・療養所全体が苦慮している時代でありながら、その一方で、重心・筋ジス病棟の急速な拡大が求められ、これらの特殊性を

有する業務については、さらに看護師の確保が懸念されることを考慮して、重心児、筋ジス児については、従来の調整数（1から3）にさらに調整数2が加えられ調整数1から5とされたところです。

現在においては、当時ほどの看護師の確保に困難性が認められないこと、医療機器・介助機器等の業務省力化の進展があったこと、また、障害者諸施策の充実や介護保険の普及定着に伴い、介護・介助にあたること自体が当時に比べ一般化していることなど、当時の状況と大きく変わっている中で、職務の特殊性の程度も軽減されていると考えられることから、民間の同種の給与との均衡をも考慮し、新たな手当の水準を現行の調整額に比べて減額した額とする必要があります。

② 結核病棟の調整額の見直し

結核病棟は、直接又は間接に患者に接することから絶えず感染の危険が存在し、当時は、結核に対する世人の嫌悪感があり、職員に対して、精神的苦痛と不快を与えていたことから、患者に接する程度に応じ1号俸から3号俸程度の調整を行うのが適当であるとされました。

当時、国の施策として重要であることから職員確保が目的でしたが、当時に比べ、大幅に職員数が増え、結核の罹患率、死亡率等を見ても、当時の状況と大きく変わっている中で、職務の特殊性の程度も軽減されていると考えられることから、民間の同種の給与との均衡をも考慮し、新たな手当の水準を現行の調整額に比べて減額した額とする必要があります。

③ 精神病棟の調整額の見直し

精神病棟は、精神病患者と絶えず接することから職務に相当の困難と危険があり、当時、勤務環境は不潔になりやすく、非常に陰鬱であること、患者が結核にかかっていることが多く、結核と同様に感染の危険等を有していることから、患者に接する程度に応じ1号俸から3号俸程度の調整を行うのが適当であるとされました。

当時に比べ、大幅に職員数が増え、結核に罹患した者も減少するなど、職務の困難性を軽減する状況変化があり、また、同種事業を行う民間における手当の水準とは著しく乖離していることから、新たな手当の水準を現行の調整額に比べて減額した額とする必要があります。その設定に当たっては、民間とのある程度の均衡を図るとともに、民間では受け入れがたい触法患者を受け入れる使命があること、また、精神科救急を実施していることも考慮する必要があります。

3 見直しの方向

- (1) 措置されている全ての調整額を廃止し、特殊業務手当として手当化します。
- (2) 特殊業務手当は、業績手当、退職手当の基礎とはしません。
- (3) 特殊業務手当の月額は、重心、結核、精神等の特殊性、民間における同種の手当の支給状況を勘案して、職務の級の別なく、定額で定めることとします。(別添参照)
- (4) 特殊業務手当は、休暇、研修等により月の初日から末日まで勤務しなかった場合は、支給しないものとします。

4 見直しの時期

平成17年4月1日より調整額の見直しを行うものとします。

5 見直しに際しての経過措置

調整額の見直しに際しては、次の経過措置を設けることとします。

なお、これらの経過措置は、調整額等の支給額の減額の緩和措置として行うことから、見直しの前日に調整額の支給を受けている職員を対象に、その後、特殊業務手当の種別に変更がない期間について行うものです。

(経過措置の方法)

- ・調整額から特殊業務手当となることにより減額となる場合の経過措置
減となる額(調整額と特殊業務手当との差額)を次の区分により保障します。

17.	4.	1~18.	3.31	75%保障
18.	4.	1~19.	3.31	50%保障
19.	4.	1~20.	3.31	25%保障
20.	4.	1~		0%保障

- ・業績手当及び退職手当の基礎としないことによる業績手当及び退職手当の減に対する経過措置

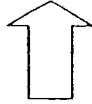
見直しの前日に受けていた調整額に対する次の区分の割合の額を暫定調整額として業績手当及び退職手当の基礎とします。

17.	4.	1~18.	3.31	75%
18.	4.	1~19.	3.31	50%
19.	4.	1~20.	3.31	25%
20.	4.	1~		0%

改正前（基本給の調整額の調整基本額）

職名	級	結核	精神	ICU	重心	筋ジス	せき髄	神経筋	共通
医師	1級	27,600	27,600	13,800	55,200	41,400	41,400	27,600	
歯科医師	1級	27,600	27,600						
診療放射線技師	1級								16,000
臨床検査技師	1級								16,000
栄養士	1級	8,000			8,000				
理学療法士	1級	16,000	16,000		32,000	32,000	24,000		
作業療法士	1級		16,000			32,000	24,000		
臨床工学技士	1級			8,000					
マッサージ師	1級		16,000		32,000	32,000			
心理療法士	1級		16,000		32,000	32,000			
看護師長	4級	21,200	21,200	10,600	42,400	42,400	31,800	21,200	
副看護師長	3級	20,600	20,600	10,300	41,200	41,200	30,900	20,600	
看護師	2級	19,800	19,800	9,900	39,600	39,600	29,700	19,800	
准看護師	1級	16,200	16,200	8,100	32,400	32,400	24,300	16,200	
患者輸送用運手	1級	7,400	7,400						
作業手	1級		14,800			29,600			
看護助手	1級	22,200	22,200	7,400	37,000	37,000	29,600	22,200	
放射線助手	1級								14,800
検査助手	1級								14,800
保清員	1級	14,800	14,800						
洗たく員	1級				22,200			14,800	
消毒員	1級							14,800	
児童指導員	1級				39,200	39,200			
保育士	1級				49,000	49,000		29,400	
ケースワーカー	1級	19,600							9,800

(注)金額は、標準的な級の額であり、他の級の場合は額が異なります。



改正後（特殊業務手当）

職名	結核	精神	ICU	重心	筋ジス	せき髄	神経筋	共通
医師	17,000	17,000	17,000	34,000	34,000	34,000	34,000	
歯科医師	17,000	17,000						
診療放射線技師								16,000
臨床検査技師								16,000
栄養士	5,000			5,000				
理学療法士	10,000	10,000		20,000	20,000	20,000	20,000	
作業療法士		10,000			20,000	20,000	20,000	
臨床工学技士			10,000					
マッサージ師		10,000		20,000	20,000			
心理療法士		10,000		20,000	20,000			
看護師長	12,000	12,000	12,000	24,000	24,000	24,000	24,000	
副看護師長	12,000	12,000	12,000	24,000	24,000	24,000	24,000	
看護師	12,000	12,000	12,000	24,000	24,000	24,000	24,000	
准看護師	12,000	12,000	12,000	24,000	24,000	24,000	24,000	
患者輸送用運手	4,000	4,000						
作業手		9,000			18,000			
看護助手	11,000	11,000	11,000	22,000	22,000	22,000	22,000	
放射線助手								15,000
検査助手								15,000
保清員	9,000	9,000						
洗たく員				13,000				9,000
消毒員								9,000
児童指導員				24,000	24,000			
保育士				29,000	29,000		29,000	
ケースワーカー	12,000							10,000
療養介助員	12,000	12,000		24,000	24,000	24,000	24,000	

(注)金額は、級の別なく職種毎に同額です。

(参考資料)

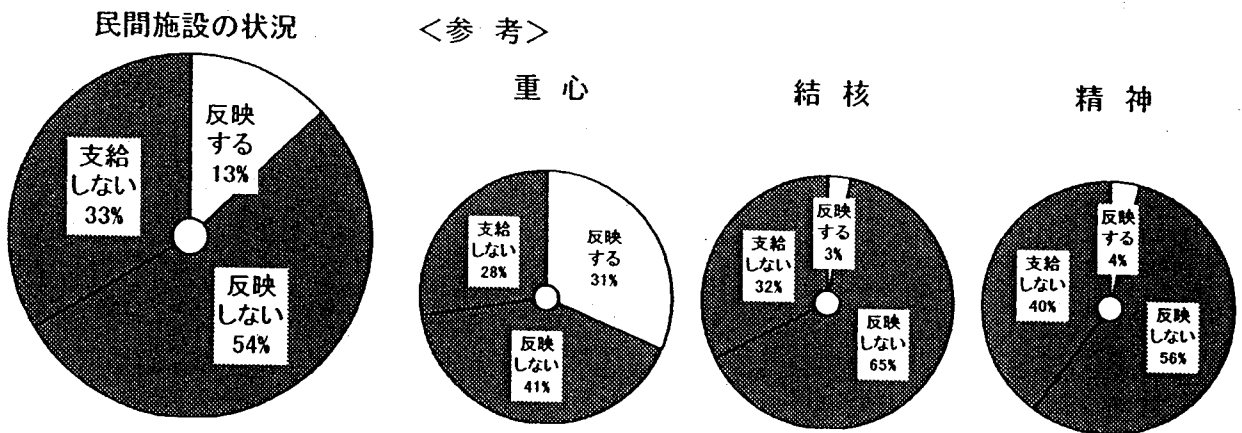
I 民間の支給状況

1. 民間の支給額(調整額に相当する給与の月額 看護師の場合)

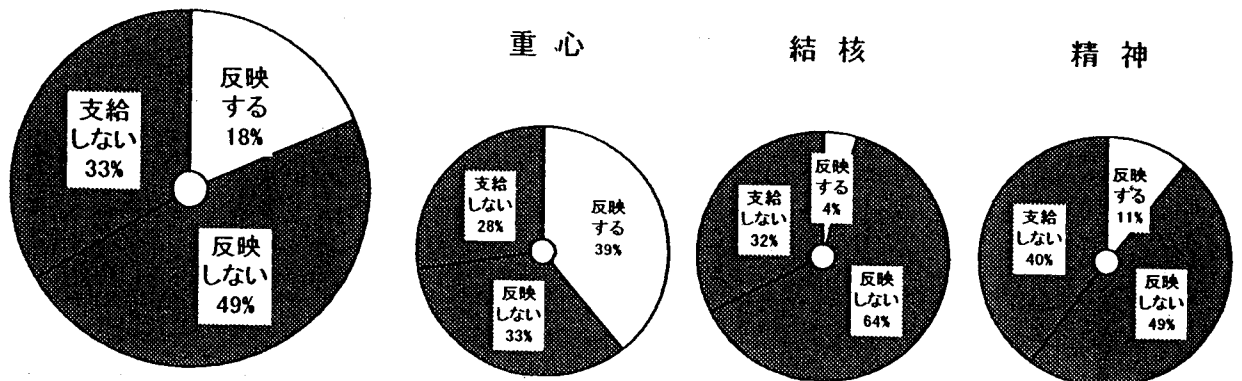
区 分	民間平均支給額 (ボーナス分)	(参考)現行調整額
重 心	18,800 円	39,600 円 (ボーナス分 54,120 円)
結 核	8,792 円	19,800 円 (ボーナス分 27,060 円)
精 神	5,351 円	19,800 円 (ボーナス分 27,060 円)

2. 民間施設の退職手当、ボーナスへの反映状況

退職手当

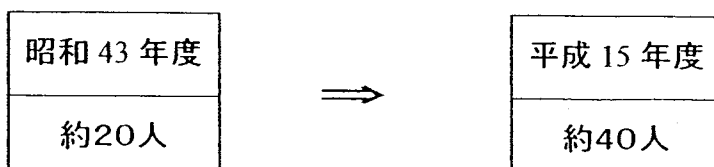


ボーナス



II 勤務状況の変化

1. 100床当たりの看護師数(旧療養所定員)



2. 100床当たりの看護師数(旧精神病院定員)

昭和 43 年度	⇒	平成 15 年度
約13人		約33人

※旧精神病院のうち 43 年以降の定員数が確認できた 6 施設の平均である。

3. 重心医療をとりまく状況

- 医療機器、介助機器等の業務省力化の進展があったこと。
特殊浴槽、電動車いす、エアーマット、輸液監視装置、患者移載装置、生体情報モニター
- 障害者施策の充実、介護保険の普及定着等により介護、介助にあたること自体が一般化していること。

4. 結核の罹患率、死亡率の推移(対人口 10 万人)

昭和 26 年	⇒	昭和 51 年	⇒	平成 14 年
罹患率 698 人		罹患率 87 人		罹患率 26 人
死亡率 110 人		死亡率 9 人		死亡率 2 人

※ 2003 結核の統計(財団法人結核予防会)より抜粋

5. 精神医療をとりまく状況

- 薬物治療の成果等、医療技術の進歩により、比較的短期間の入院医療が定着しつつあること。
- 精神医療における人権の確保及び精神障害者の社会復帰対策が精神保健法、障害者基本法、精神保健福祉法等の成立を経て、一定の方向が図られてきており、ノーマライゼーションが進んできていること。

Ⅲ 機構における人件費及び職員の状況

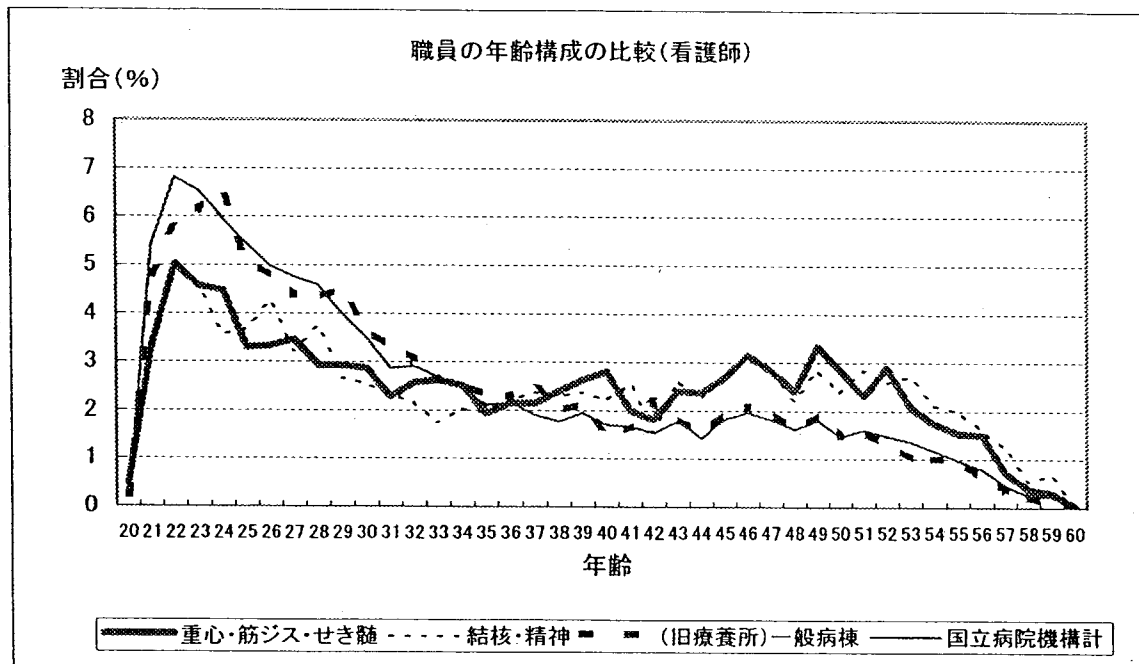
1. 人件費率

区分	国立病院・療養所			その他設置主体		
	国立病院	国立療養所	合計	自治体	その他公的	私的
人件費率(%)	50.2	71.8	60.1	58.5	49.9	51.7

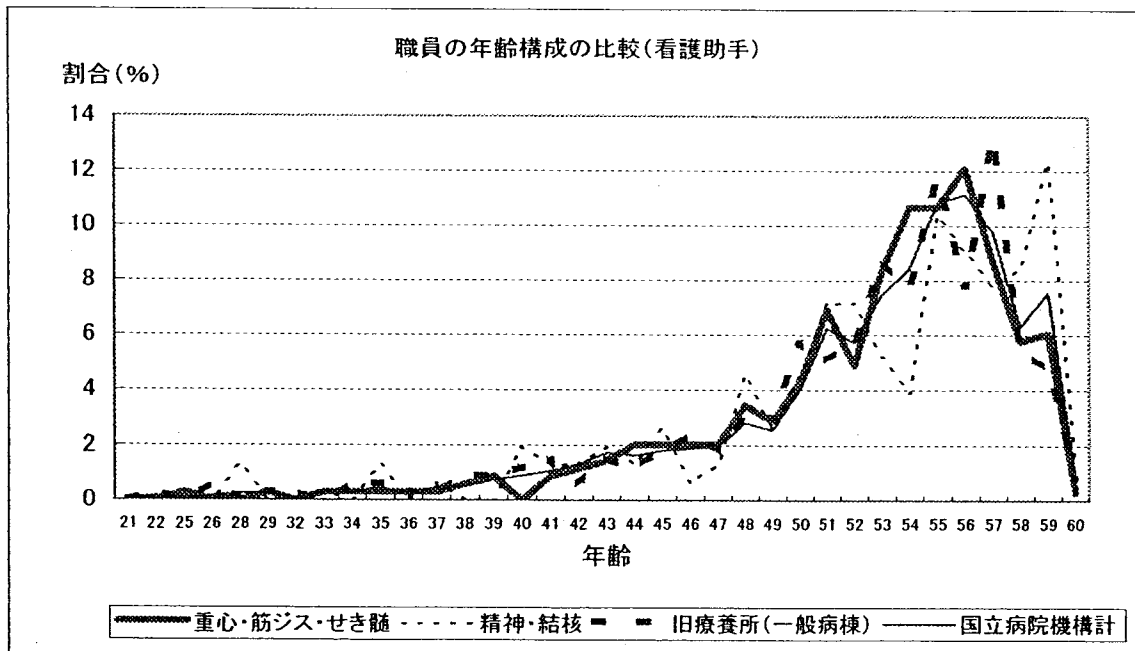
※国立病院・療養所の数値は、平成 14 年度の数値である。

※その他設置主体の数値は、全国公私病院連盟「平成 15 年 病院運営実態分析調査の概要」(平成 15 年 6 月分)の数値である。

2.年齢構成



平均年齢	重心・筋ジス・せき髄	結核・精神	(旧療養所)一般病棟	国立病院機構計
	36.8歳	37.2歳	33.3歳	33.1歳



平均年齢	重心・筋ジス・せき髄	結核・精神	(旧療養所)一般病棟	国立病院機構計
	52.1歳	51.9歳	52.1歳	51.9歳

※ 平成16年5月の職員について調査したものである。

3. 退職者の状況(看護師)

- ① 退職者のうち20年以上勤続者の割合
重心36%、筋ジス30%、精神33%、結核37%、一般12%
- ② 20年以上勤続後退職者のうち、その職場に在職3年未満の者の割合
重心50%、筋ジス56%、精神43%、結核55%、一般35%

IV 改正案

○ 看護師の場合

区 分	現行調整額	民間の支給額 (ボーナス分)	改正案
重 心	39,600 円 (ボーナス分 54,120 円)	18,800 円	24,000 円
結 核	19,800 円 (ボーナス分 27,060 円)	8,792 円	12,000 円
精 神	19,800 円 (ボーナス分 27,060 円)	5,351 円	12,000 円
一 般 (急性期)	0 円	0 円	0 円

※ 民間の支給額は、調整額に相当する給与の月額である。